

名古屋市新型インフルエンザ等対策
行動計画（概要版）

平成 26 年 3 月

名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 計画策定の背景

- 新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的なパンデミックとなり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- 平成25年4月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行され、病原性の高い新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国及び地方公共団体においては、実施体制等を整備する必要がある。
- 本市においては、これまでも任意に新型インフルエンザ対策行動指針（以下「本市行動指針」という。）を策定し、抗インフルエンザ薬の備蓄等パンデミックに備えて事前準備に努めてきたところであるが、特措法の施行を受け、対策の充実や強化を図るため、新たに名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本市行動計画」という。）を策定する。
※ 今後、政府ガイドラインや専門的知見をもとにマニュアル等を整備し、対策の充実を図る。

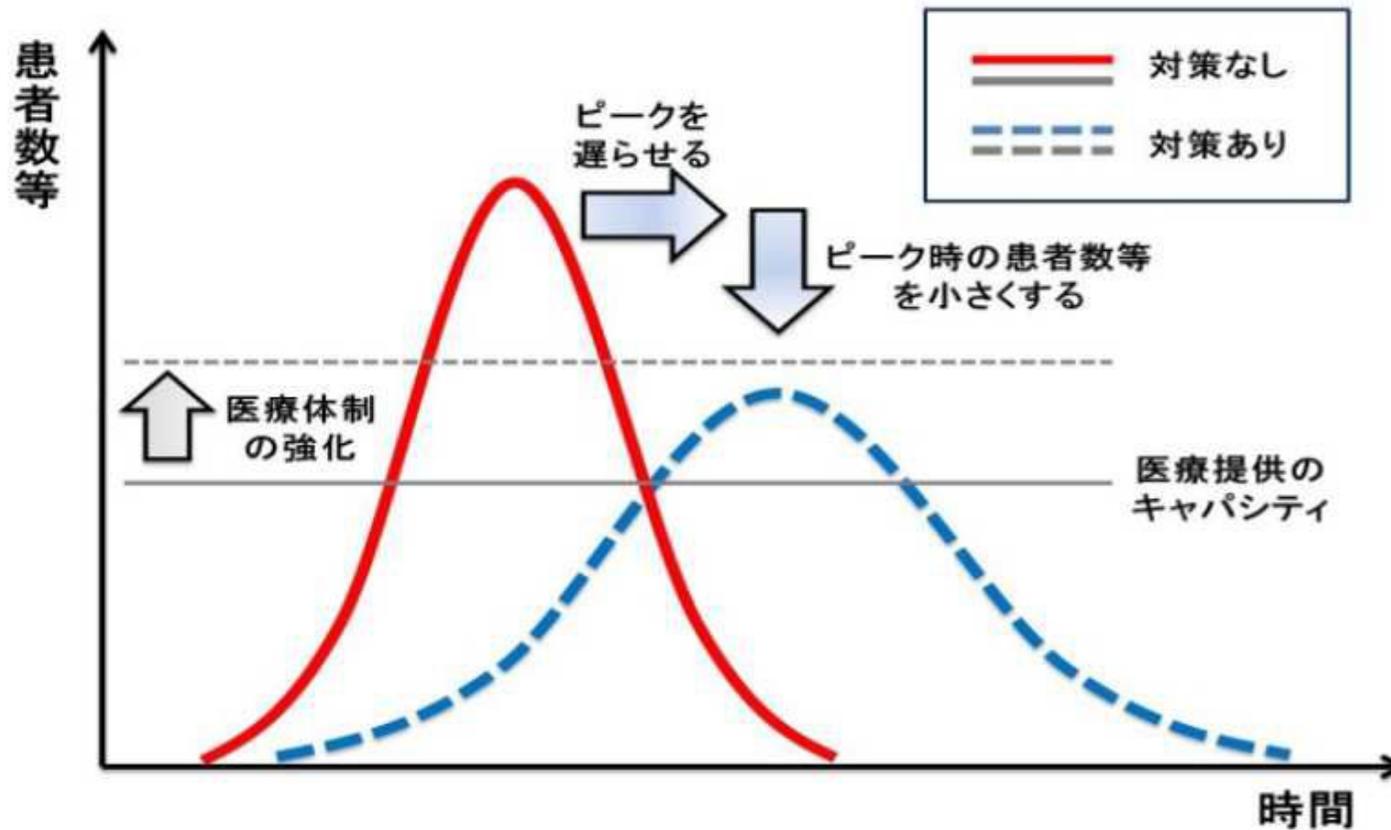
<経緯>

実施時期	実施内容	根拠
平成19年 7月	本市行動指針策定	国及び愛知県の行動計画に基づき策定したもの
平成22年10月 平成24年 3月	本市行動指針改定	国及び愛知県の行動計画改定に基づき改定したもの
平成25年 4月	特措法施行	新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるためのもの
平成26年 3月	本市行動計画策定	本市行動指針の内容を基に、特措法の内容を盛り込んだもの

2 対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

<対策の効果概念図>



市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

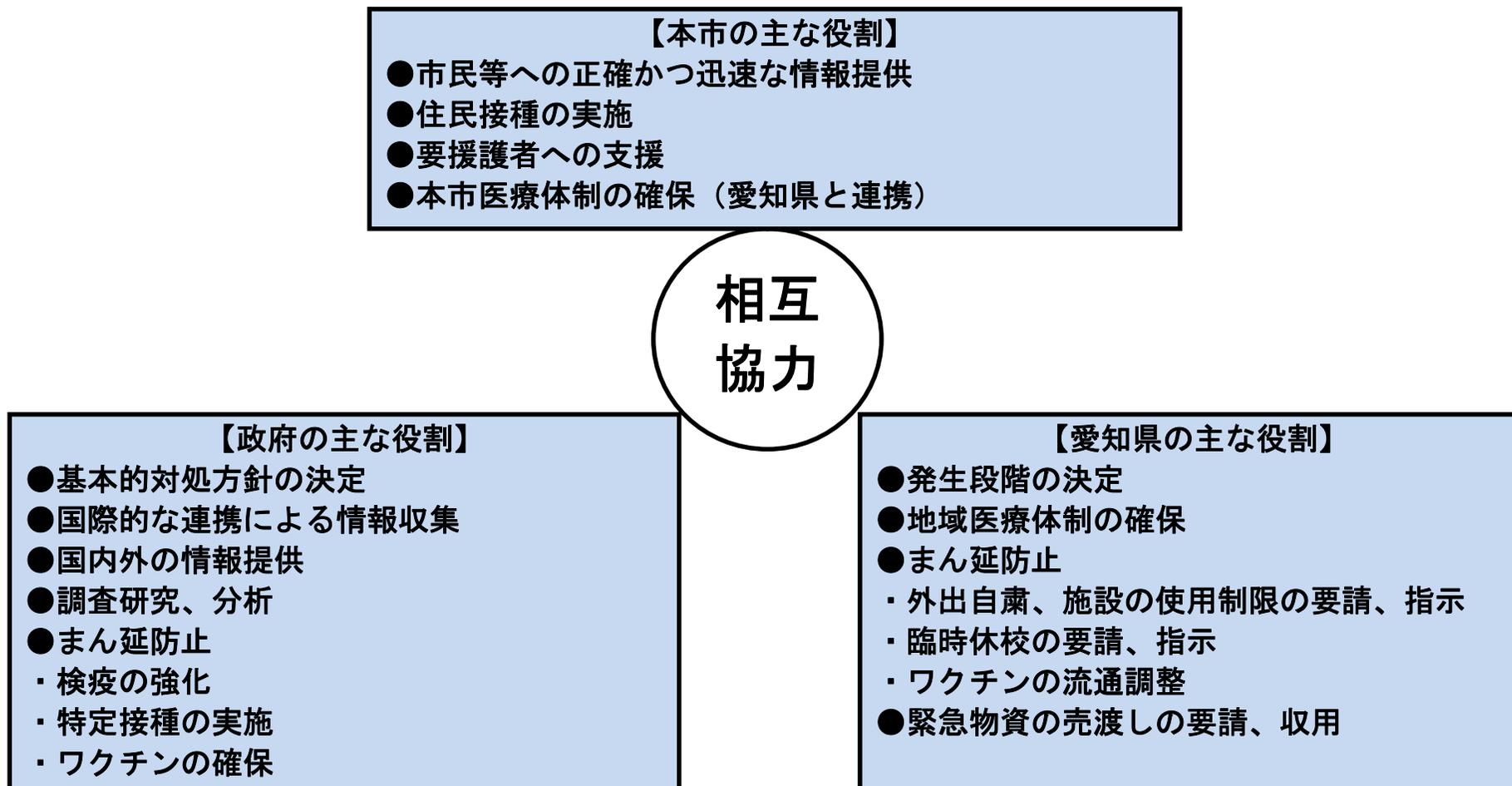
3 行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画
- 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載

項目	特色	期待する効果
(1) 実施体制	・市長を本部長とした対策本部の設置	特措法に基づく対策の推進
	・緊急事態宣言時の運用を規定	感染拡大を可能な限り抑制
(2) 予防接種	・特定接種の対象者（登録事業者）を規定	社会機能維持
	・住民接種の接種方法及び接種順位の基本的考え方を規定	適切な接種方法及び接種順位の確立
(3) 新感染症	・新感染症を対象に追加	市民の生命及び健康を保護
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権の尊重 ・危機管理としての特措法の性格 ・関係機関相互の連携協力の確保 ・記録の作成・保存 	

4 役割分担

<国・愛知県・本市の役割分担>

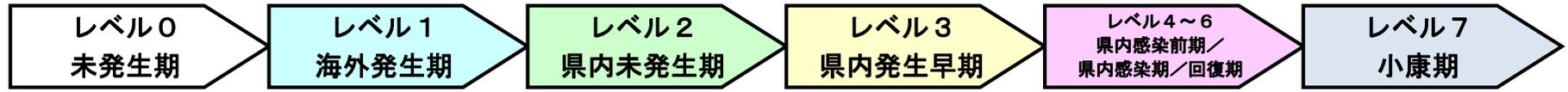


5 発生段階

感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を規定

国・県の発生段階		本市対策レベル	状 態
未 発 生 期		レベル0 (未発生期)	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		レベル1 (海外発生期)	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
早期 国内発生	県内未発生期	レベル2 (県内未発生期)	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態
	県内発生早期	レベル3 (県内発生早期)	県内で新型インフルエンザ等が発生し、接触歴が疫学調査で追うことができる状態
国内感染期	県内感染期	レベル4 (県内感染前期)	県内で新型インフルエンザ等が発生し、接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
		レベル5 (県内感染期)	新型インフルエンザ等のまん延により、原則全医療機関で医療を提供する状態
		レベル6 (回復期)	市内において、患者発生のピークを越えたと判断できる状態
小 康 期		レベル7 (小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

6 発生段階ごとの対策の概要



	レベル0 未発生期	レベル1 海外発生期	レベル2 県内未発生期	レベル3 県内発生早期	レベル4~6 県内感染前期/ 県内感染期/回復期	レベル7 小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 事前の準備 市民への継続的な情報提供 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海外での発生状況等積極的な情報収集 サーベイランス・情報収集体制の強化 医療機関への情報提供、体制の整備 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種体制が整い次第接種の実施 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種体制が整い次第接種の実施 感染拡大防止対策の実施 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種体制が整い次第接種の実施 感染拡大防止から被害軽減対策へ切換え 必要性の低下した対策の縮小・中止 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の実施 医療体制及び社会・経済活動の回復 <p>等</p>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画、業務計画の策定 連携体制の確認 訓練、研修の実施 <p>等</p>	国・県・市町村・関係機関挙げての体制強化				<ul style="list-style-type: none"> 対策の評価、見直し 政府対策本部が廃止された場合、本市対策本部を廃止 <p>等</p>
サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 通常のサーベイランスの実施 <p>等</p>	サーベイランスの強化			<ul style="list-style-type: none"> 全数把握の中止 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通常のサーベイランスの実施 <p>等</p>
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供内容の検討 利用可能な媒体・機関の整理 情報提供体制の構築 <p>等</p>	情報提供、相談窓口の体制強化				<ul style="list-style-type: none"> 第一波の終息と第二波発生の可能性について情報提供 相談窓口の縮小 <p>等</p>

	レベル0 未発生期	レベル1 海外発生期	レベル2 県内未発生期	レベル3 県内発生早期	レベル4～6 県内感染前期/ 県内感染期/回復期	レベル7 小康期
まん延防止・ 予防	・特定接種、住民接種体制の構築 等	特定接種、住民接種の実施				・住民接種の実施 等
		・特定接種の開始 ・住民接種の準備 等	・特定接種の実施 ・ワクチンが供給され次第、住民接種の実施 等	・特定接種の実施 ・ワクチンが供給され次第、住民接種の実施 ★県が外出自粛要請、学校等施設の使用制限を実施した場合の周知 等	・特定接種の実施 ・住民接種の実施 ★県が外出自粛要請、学校等施設の使用制限を実施した場合の周知 等	
医療	・医療体制の準備 ・医療資器材の備蓄 等	帰国者・接触者外来による診療体制			一般の医療機関による診療体制	
		・帰国者・接触者外来の設置要請 ・相談窓口の設置 ・疑い患者のPCR検査を実施 等	・帰国者・接触者外来の設置拡大 ・相談窓口の継続 ・疑い患者のPCR検査を継続 等	・帰国者・接触者外来の継続 ・入院勧告の実施 ・疑い患者のPCR検査を継続（患者数が増加した場合は、重症者に限定） 等	・帰国者・接触者外来の中止 ・入院勧告の中止 ・一般の医療機関における診療体制へ移行 ★臨時の医療施設の設置 等	・通常の診療体制 等
経済の安定の確保 市民生活及び市民	・要支援者への生活支援の検討 ・火葬能力の把握、一時遺体安置施設の検討 ・物資及び資材の備蓄 等	・一時遺体安置施設の準備 等	・一時遺体安置施設の準備 等	・火葬能力が超えると予測される場合には一時遺体安置施設の確保 ★水の安定供給のための措置 ★旅客を適切に運送するための措置 ★生活関連物資の価格調査・監視の協力 等	★一時遺体安置施設の確保 ★要支援者の生活支援 ★水の安定供給のための措置 ★旅客を適切に運送するための措置 ★生活関連物資の価格調査・監視の協力 等	・緊急事態措置の縮小・中止 等

(注) 段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

・太字は行動計画で新たに盛り込まれた事項

★新型コロナウイルス等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

7-1 未発生期の対策

(1) 実施体制

- 特措法の規定に基づき、本市行動計画を策定する。
- 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国内へ侵入する可能性があるとの情報を得た場合には、市長に報告するとともに、速やかに新型インフルエンザ等対策準備本部幹事会を開催し、必要な対策を講じる。

(2) サーベイランス・情報収集

- 通常のサーベイランス（発生動向調査、病原体サーベイランス、入院サーベイランス等）を実施する。

(3) 情報提供・共有

- 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容について検討を行い、あらかじめ想定できるものについて決定しておき、情報提供に利用可能な媒体・機関について整理しておく。
- 一元的な情報提供を行うために、広報担当官を中心としたチームの設置、広報担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。

(4) 予防・まん延防止

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- 特定接種、住民接種が速やかに実施できるよう接種体制を構築する。

(5) 医療

- 名古屋医療圏新型インフルエンザ対策会議等により関係者と連携を図りながら医療体制の整備を推進する。
- 新型インフルエンザ等で必要となる医療資器材をあらかじめ備蓄・整備する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。

7-2 海外発生期の対策

(1) 実施体制

- 国が政府対策本部を設置した場合には、本市対策本部を設置し、本市の初動対処方針について協議・決定する。

(2) サーベイランス・情報収集

- 通常のサーベイランスを実施するとともに、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）の全数把握及び学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

- 市民に対して、海外での発生状況、現在の対策等をテレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市公式ウェブサイト等複数の媒体・機関を活用して、情報提供し、注意喚起を行う。
- 市民からの問い合わせに対応できる相談窓口を市役所及び各保健所に設置する。

(4) 予防・まん延防止

- 市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。
- 特定接種、住民接種が速やかに実施できるよう接種体制の準備を進める。

(5) 医療

- 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を受け入れる帰国者・接触者外来の設置を医療機関に要請する。
- 市衛生研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 一時的に遺体を安置できる施設等を確保できるよう準備を行う。

7-3 県内未発生期の対策

(1) 実施体制

- 海外発生期に引き続き、本市対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。
- 国が決定した基本的対処方針に基づき、市内・県内で患者が発生した場合の対応等、本市の対処方針を決定する。

(2) サーベイランス・情報収集

- 海外発生期に引き続き、通常のサーベイランスを実施するとともに、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）の全数把握及び学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

- 市民に対して、国内での発生状況、現在の対策等をテレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市公式ウェブサイト等複数の媒体・機関を活用して、情報提供し、注意喚起を行う。
- 市民からの相談が増加してきた場合は、必要に応じて、相談窓口の体制充実・強化を検討する。

(4) 予防・まん延防止

- 患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）等の準備を進める。
- 国からワクチンが供給され次第、特定接種、住民接種を実施する。

(5) 医療

- 帰国者・接触者外来の設置の拡大を医療機関に要請する。
- 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を市衛生研究所において、PCR検査を行い、国立感染症研究所で確認する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 海外発生期に引き続き、一時的に遺体を安置できる施設等を確保できるよう準備を行う。

7-4 県内発生早期の対策

(1) 実施体制

- 県内未発生期に引き続き、本市対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。
- 市内・県内で患者が発生した場合は、本市対策本部で本市の対処方針を決定する。

(2) サーベイランス・情報収集

- 県内未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）の全数把握及び学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

- 市民に対して、県内・市内での発生状況、現在の対策等を情報提供し、注意喚起を行う。
- 市民からの相談が増加してきた場合は、必要に応じて、相談窓口の体制充実・強化を検討する。

(4) 予防・まん延防止

- 患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）等の措置を行う。
- 国からワクチンが供給され次第、特定接種、住民接種を実施する。
- ★ 県が、住民に対する外出自粛の要請、施設の使用制限等を行う場合には、市民及び事業者等へ周知する。

(5) 医療

- 県内未発生期に引き続き、帰国者・接触者外来の設置の拡大を医療機関に要請する。
- 患者数が増加した段階では、重症者等に限定してPCR検査を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 一時的に遺体を安置できる施設等の確保を行う。
- ★ 水の安定供給、運送の確保、生活関連物資の価格の安定等に対する対策を行う。

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

7-5 県内感染前期／県内感染期／回復期の対策

(1) 実施体制

- 県内発生早期に引き続き、本市対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。

(2) サーベイランス・情報収集

- 新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。

(3) 情報提供・共有

- 市民に対して、県内・市内での発生状況、現在の対策等を情報提供し、注意喚起を行う。
- 相談の状況に応じて体制の見直しを行う。

(4) 予防・まん延防止

- 県と協議のうえ、学校、保育施設等の設置者に対し、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう要請する。
- 特定接種、住民接種が終了していなければ、引き続き、接種を継続する。
- ★ 県が、住民に対する外出自粛の要請、施設の使用制限等を行う場合には、市民及び事業者等へ周知する。

(5) 医療

- 入院措置等による感染拡大防止効果が得られなくなった場合は、帰国者・接触者外来及び患者の入院措置等を中止するとともに、一般の医療機関において新型インフルエンザ等の診断・治療を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ★ 水の安定供給、運送の確保、生活関連物資の価格の安定等に対する対策を行う。
- ★ 在宅の障害者や高齢者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ★ 火葬場の火葬炉を可能な限り稼働させる。
- ★ 一時的に遺体を安置できる施設等を確保する。

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

7-6 小康期の対策

(1) 実施体制

- 政府対策本部が廃止された時は、速やかに本市対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

- インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。

(3) 情報提供・共有

- 市民に対して、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本として、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- 状況を見ながら、相談窓口の体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

- 流行の第二波に備え、住民に対する予防接種を進める。

(5) 医療

- 新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

この冊子は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。